

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

平成二十七年四月十二日執行の広島市議会議員一般選挙安佐南区選挙区における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成二十七年八月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

裁 決 書

審査申立人 広島県広島市安佐南区緑井一丁目 20 番 17-501 号
沖本 幸子

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 27 年 6 月 15 日付けで提起のあった平成 27 年 4 月 12 日執行の広島市議会議員一般選挙安佐南区選挙区（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨等

- 1 申立人の申立ての趣旨は、広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が申立人に対して行った平成 27 年 5 月 27 日付けの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）の取消しを求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。
 - (1) 市選管の委員には、特定の思想を有する団体の関係者がおり、著しく公正性を欠く。このような委員で構成されている市選管による原決定に承服することはできない。
 - (2) 市選管は、原決定の中で、本件選挙の開票事務には広島市の職員のみが従事していたと述べるが、人材派遣会社が開票作業のアルバイト募集をしており、原決定の棄却理由には虚偽がある。
 - (3) 申立人が開票を参観したところ、混同された投票用紙を地区ごと及び候補者ごとに分類し、この候補者ごとに分類された投票用紙をさらに投票用紙分類機（以下「分類機」という。）にかけて分類し票を入れ替える、というデタラメかつ不正な開票作業が行われており、本件選挙は無効である。
 - (4) 市選管は、原決定の中で、本件選挙の開票に分類機を使用したと述べるが、分類機を使用すれば投票用紙を書き換えることができる疑いがあり、ソース・プログラム等を開示できない分類機を使用する選挙は全て無効である。また、本件選挙においては B P コート紙という特別な紙が使用されているが、公正な紙かどうかの検証が行われていない。普通の紙を投票用紙にし、手作業で開票するという当たり前の手順がとられていない選挙は無効である。

- (5) 市選管は、原決定の中で、開票状況があらかじめプログラミングされ、候補者別票数が調整されている事実はないと述べるが、虚偽である。市選管は、投票用紙の書き換えができる分類機を導入し、あらかじめ決められた票数による虚偽の選挙結果を公表している。
 - (6) 市選管は、開票事務の電子化によって各候補者の得票数を不正に調整するために投票率を改ざんしており、本件選挙は無効である。
- 2 市選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。
- (1) 市選管の委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、選挙権を有する者で人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから広島市議会において選任された者である。原決定に瑕疵は認められない。
 - (2) 本件選挙の開票事務の従事者については、広島市の職員の中から広島市安佐南区選挙管理委員会が選任し従事させており、人材派遣会社に開票事務従事者を募集させているという事実はない。
 - (3) 開票所に集められた投票用紙は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）の規定に基づいて混同を行っており、地区ごとに投票用紙を分類している事実はない。また、本件選挙における開票事務においては、混同した投票用紙を開披台に置いて表裏・縦横・天地を揃えた状態にして分類機にかけるのであり、分類機にかける前に投票用紙を候補者ごとに分類する作業は行っていない。
そして、申立人が届け出ていた 1 人を含めて 10 人の開票立会人が開票事務に立ち会っており、開票録を確認の上これに署名している。
 - (4) 分類機で票を書き換えているという事実はない。分類機は、投票用紙の分類を機械化することで開票に係る事務従事者数を削減し、所要時間を短縮するために使用している。
また、本件選挙において使用された B P コート紙は、開票の際に折りたたまれた投票用紙を開く作業の手間を省くために使用している。
そして、開票事務に分類機の使用を禁止する又は投票用紙として普通紙を使用しなければならないとする法令の規定はない。
 - (5) 申立人が主張するような、あらかじめ決められた票数による虚偽の選挙結果を公表している、といった事実はない。
 - (6) 申立人が主張するような、投票率の改ざんを行っている事実はない。投票率は、投票録の投票者数を集計した数の選挙当日有権者数に対する割合であり、投票用紙交付機や分類機から算出しているものではない。
なお、市選管は、証拠として、次の資料を提出した。

- ・ 本件に係る申立人による異議の申出を棄却する決定書（謄本） 1 通
- ・ 本件選挙の開票事務取扱要領 1 通
- ・ 本件選挙の投票及び開票進捗状況の速報について（通知） 1 通
- ・ 本件選挙の開票状況（中間・結果） 1 通
- ・ 本件選挙に係る開票所における開票事務従事者についての資料 1 通
- ・ 本件選挙の開票録 1 通
- ・ 本件選挙で使用された分類機についての資料 1 通

裁 決 の 理 由

当委員会は、平成 27 年 6 月 15 日付けで提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じた。その後、申立人から平成 27 年 6 月 22 日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件審査の申立てが適法なものとなったことを認めて、これを受理した。

そして、当委員会は、市選管から弁明書及び資料の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受け、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

- 1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）するものとされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

そして、選挙に不正な行為があったとする事実については、選挙の無効を主張する者においてこれを立証する責任がある（最高裁判所昭和23年7月29日判決）とされている。

- 2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立ての理由について、選挙の無効原因とされる場合に該当するか否かについて、順次検討する。

- (1) 申立人は、市選管の委員は思想的に偏りがある等と述べ、原決定について承服できない旨を主張するが、この点の申立人の主張は、本件選挙の管理執行の手続きとは関係がなく、選挙無効の要件に該当しないため、審理の対象とすべきものではない。

したがって、この点についての申立人の主張には、理由がない。

- (2) 申立人は、市選管が人材派遣会社に開票事務のアルバイト募集をした事実を隠しており、原決定の棄却理由に虚偽がある旨を主張する。

この点、市選管から提出された開票所における開票事務従事者についての資料には、開票事務従事者の氏名並びに広島市における所属及び役職が記載されており、この資料において名簿に記載された職員の数と、本件選挙の開票録に記載されている開票事務従事者の数は一致している。よって、本件選挙における開票事務従事者は、いずれも広島市の職員であることが認められる。

したがって、この点についての申立人の主張には、理由がない。

- (3) 申立人は、本件選挙の開票事務において、投票用紙を地区ごとに分類したり、候補者ごとに分類された投票用紙をさらに分類機にかけて分類して投票用紙を入れ替えたり、といった不正な作業が行われている旨を主張する。

この点、公選法第66条第2項は、「開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。」と規定しており、本件選挙の開票事務取扱要領においても、全ての投票用紙を混同した後、開披・分類作業を開始することとされている。また、この開票事務取扱要領においては、申立人が主張するような、分類機にかける前に投票用紙を候補者ごとに分類するような作業を行っていることを窺わせるような記載はないし、この他に申立人が目撃したとする不正な作業が行われたことを示す証拠はない。

そして、本件選挙の開票事務に立ち会った10人の開票立会人が、開票録を確認した上で、これに署名押印している。

これらのことから見ても、本件選挙の開票事務において、不正な作業が行われたとする事実は認められない。

したがって、この点についての申立人の主張には、理由がない。

- (4) 申立人は、本件選挙において分類機やBPコート紙を使用することが選挙の無効原因に該当する旨を主張するが、これらの使用を禁止する法令上の規定は存在しない。また、これらを使用することで投票用紙の書き換えが行われる旨の申立人の主張を裏付ける証拠はない。

したがって、この点についての申立人の主張には、理由がない。

- (5) 申立人は、市選管が、あらかじめ決められた票数による虚偽の選挙結果

を公表している旨及び投票率の改ざんを行うために開票事務の電子化を進めた旨を主張するが、これらの点について申立人の主張する事実を認めるに足る証拠はない。

したがって、これらの点についての申立人の主張には、理由がない。

(6) 申立人のその余の主張については、いずれもその主張する事実を裏付ける証拠はなく、専らその主観に基づくものに過ぎないものであると言わざるを得ない。

3 以上のとおりであるので、申立人の本件審査の申立てには、理由がない。

よって、当委員会は、公選法第 216 条第 2 項において準用する行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 2 項の規定によって、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 8 月 18 日

広島県選挙管理委員会

委員長 橋本宗利

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。